

避難支援制度

問合せ先 防災対策室計画係
☎35・4825

避難行動要支援者の

避難行動要支援者の避難支援制度は、災害が起きたとき、避難に支援が必要な方の情報を本人の同意の上で、事前に町会・自治会や民生委員などへ提供し、災害が起きる前に自分のことを地域に知ってもらい、地域の支援体制を整える制度です。
今年度対象となる方には、10月下旬に案内を送付します。



対象

10月1日を基準とし、在宅生活をしている次のいずれかに該当する方
※病院や施設などに長期で入院・入所している方は対象外です。

- 【高齢者】75歳以上のみの世帯
- 緊急通報サービスの助成を受けている
- 【要介護認定者】要介護3以上の認定を受けている
- 【障がいのある方】身体障害者手帳1・2級を持っている
- 療育手帳A判定を持っている
- 精神障害者保健福祉手帳1級を持っている

提供先

- 町会・自治会
 - 民生委員
 - 岩見沢警察署
 - 岩見沢消防署
 - 岩見沢市社会福祉協議会
- 提供される情報
● 名前
● 生年月日
● 性別
● 住所
● 電話番号
● 希望する支援の内容
● 具体的な避難方法
● 避難支援を行う者または団体

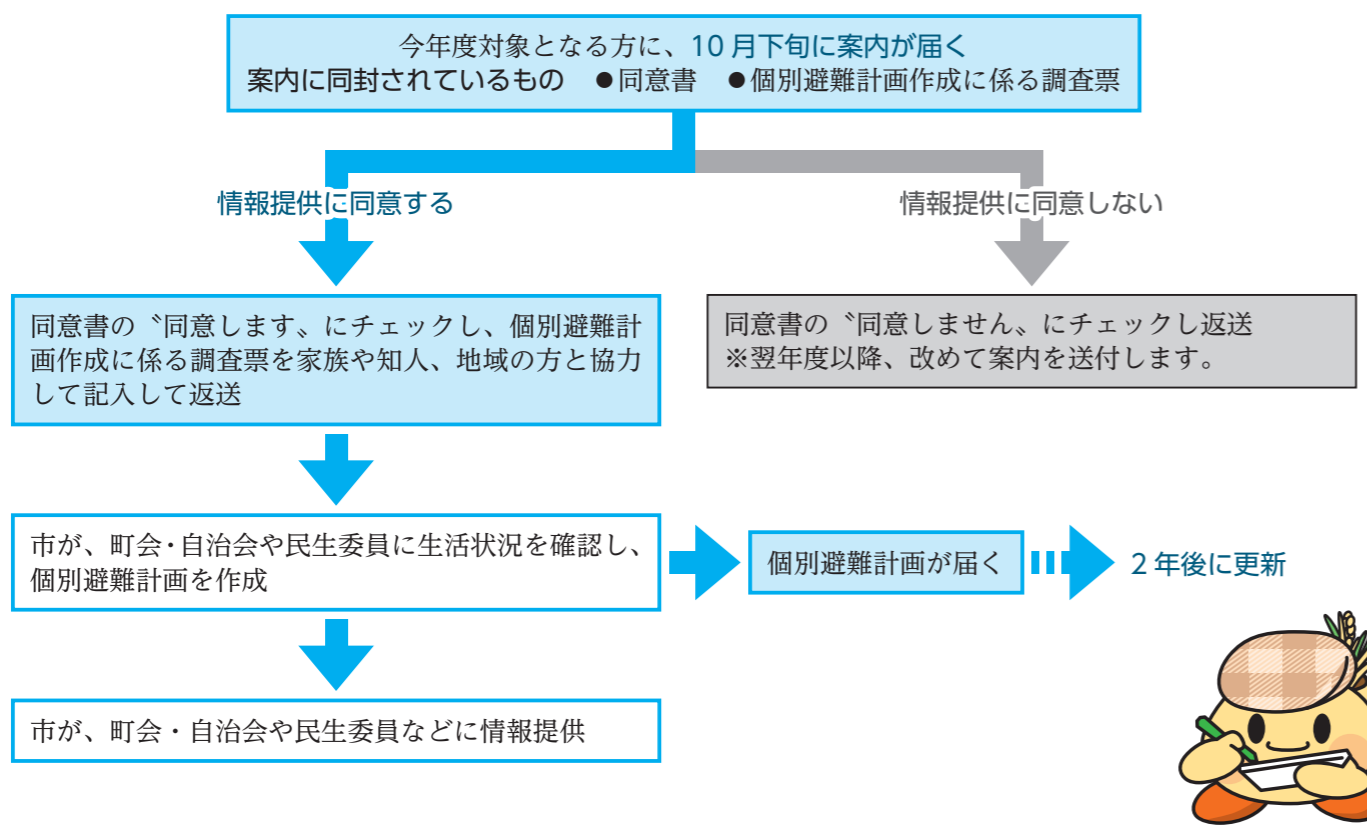
個人情報の提供に同意している方

令和5年8月末現在（単位：人）

区分	対象者	同意している方
高齢者	7,784	4,749
要介護認定者	638	340
障がいのある方	1,358	730
その他	264	264
合計	10,044	6,083

対象者の約60%が情報提供に同意しています

手続きの流れ



知っておこう 自助と共助

自助

自助の基本は、自分の身は自分で守るということです。災害はいつ起きるか分かりません。普段から避難行動や備蓄品を確認するなど、災害に備えておくことが大切です。

【主な自助の取り組み例】

- 最寄りの指定避難所を確認しておく
- 避難の方法を考えておく
- 洪水ハザードマップで水害や土砂災害の可能性を確認しておく
- 家庭内の備蓄品や非常持ち出し品を準備しておく
- 災害に関する情報の入手手段を用意しておく

情報入手手段

【岩見沢市メールサービス】
災害情報などを受け取ることができるメール配信サービスです。右の二次元バーコードを読み取り、メール送信後、返信されるメールのURLにアクセスし、手順に沿って登録してください。

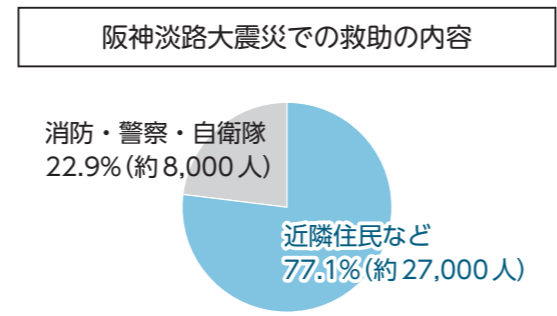
【緊急告知 FM ラジオ】
緊急地震速報や避難情報の発令があった際に、電源を切っても自動で音声の流れ情報をお知らせします。制度の対象者で避難情報を知らせてほしいと希望する方へは、このラジオを無償で貸与します。
※希望者には1月頃に案内を送付します。

共助

災害発生直後は、多くの方が被災者となり、救助・救出作業や行政による支援といった「公助」が行き届くには時間がかかります。そのため、ご近所同士の積極的な助け合いである「共助」が大切になります。

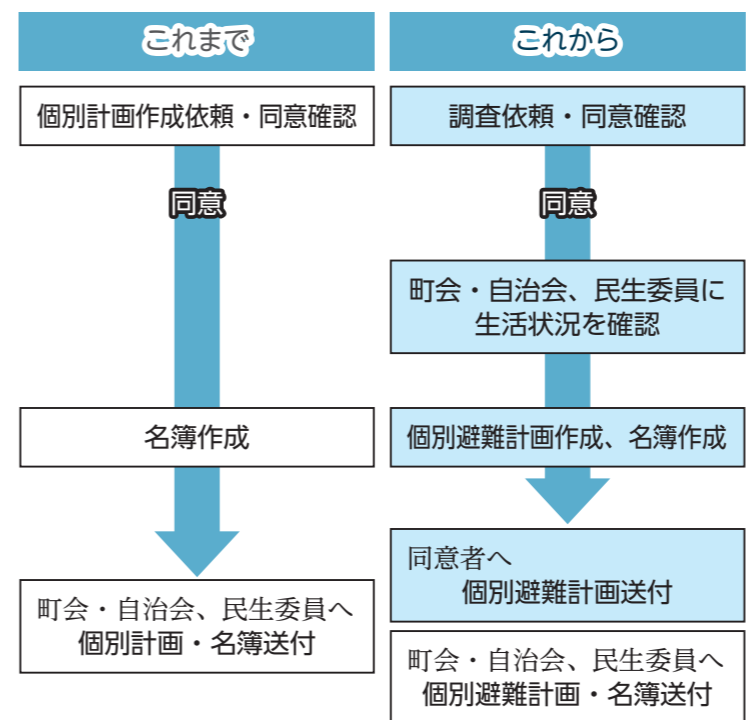
日本には古くから「向こう三軒両隣、という言葉があります。自宅の向かい側3軒と左右両隣の家などと、普段からあいさつや日々の助け合いをして、親しい付き合いをするご近所さんを表します。

阪神淡路大震災でも、多くの方が地域や家族の力で助かっています。それぞれの地域で災害時に助け合える体制を作っておくために、日頃からご近所付き合いを通して、顔が見える関係を築いておきましょう。



多くの方が地域や家族の力で助かりました
出典：(社)日本火災学会 兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書

個別避難計画作成の流れ



個別避難計画は、2年ごとに更新します
※すでに同意している方は、令和5・6年度に更新します。対象者には案内を送付します。

制度（手順・手続き）を見直しました

災害対策基本法の改正により、対象者の個別避難計画に必要な情報が追加されたため、次のように見直しを行いました。

【個別避難計画作成のための調査】
より詳しい情報を基に個別避難計画を作成するため、今年度対象となる方に「個別避難計画作成に係る調査票」を送ります。個人情報の提供に同意する方は、調査票に回答してください。

【町会・自治会、民生委員に確認】
市が町会・自治会、民生委員に、個人情報の提供に同意した方の生活状況を確認します。

【市が個別避難計画を作成】
これまでの個別避難計画（旧個別計画）は、対象者本人が作成していましたが、これからは市が作成します。作成した計画は、本人にも送付しますので、具体的な避難方法など定期的な内容を確認してください。